

富山県地域防災計画（火災編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1章 火災予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり （略）</p> <p>第2節 予防行政の充実強化 第1～第5 （略） 第6 消防設備士の資質向上（県知事政策<u>室</u>）</p> <p>第3節 林野火災予防対策 （略）</p> <p>第4節 大火危険気象に対する予防措置 （略）</p> <p>第5節 防災活動体制の整備 （略）</p> <p>第6節 救援・救護体制 第1 消防力の強化 1 出火の防止（県知事政策<u>室</u>、市町村） 2 消火体制の整備（県知事政策<u>室</u>、市町村） 3～5 （略） 第2～第4 （略）</p> <p>第7節 防災行動力の向上 第1 防火意識の高揚 1 火災予防思想の普及（県知事政策<u>室</u>、市町村） 2 婦人防火クラブ等の育成（県知事政策<u>室</u>、市町村） 第2～第4 （略）</p> <p>第2章 火災応急対策</p> <p>第1節 火災警報等の伝達 第1～第2 （略） 第3 伝達体制（県知事政策<u>室</u>、市町村、各放送機関）</p>	<p>第6 消防設備士の資質向上（県知事政策<u>局</u>）</p> <p>1 出火の防止（県知事政策<u>局</u>、市町村） 2 消火体制の整備（県知事政策<u>局</u>、市町村）</p> <p>1 火災予防思想の普及（県知事政策<u>局</u>、市町村） 2 婦人防火クラブ等の育成（県知事政策<u>局</u>、市町村）</p> <p>第3 伝達体制（県知事政策<u>局</u>、市町村、各放送機関）</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（火災編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1 (略)</p> <p>2 市町村長は、火災警報を発したとき又は解除したときには、打鐘、サイレン呼鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところにより住民及び関係機関に周知徹底を図る。 また、総合防災情報システムにより県（<u>消防・危機管理課</u>）に連絡するものとし、併せて火災警報発令時の管内の気象状況を電話又はファックスにより連絡するものとする。</p> <p>3 県（<u>消防・危機管理課</u>）は、火災警報の発令及び解除の連絡があった場合は、それを放送機関及び富山地方気象台に連絡するものとする。 また、富山防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民への情報提供に努めるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 職員の非常配備（（<u>県知事政策室</u>））</p> <p>(1) 非常配備基準 火災警報が発令された場合は、<u>消防防災課</u>は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める第一非常配備をとるものとする。 (以下略)</p> <p>2 関係課連絡会議の開催（<u>県知事政策室</u>）</p> <p>3 災害対策本部の設置（<u>県知事政策室</u>）</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。 (1) 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。 (2) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 市町村長は、火災警報を発したとき又は解除したときには、打鐘、サイレン呼鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところにより住民及び関係機関に周知徹底を図る。 また、総合防災情報システムにより県（<u>防災・危機管理課</u>）に連絡するものとし、併せて火災警報発令時の管内の気象状況を電話又はファックスにより連絡するものとする。</p> <p>3 県（<u>防災・危機管理課</u>）は、火災警報の発令及び解除の連絡があった場合は、それを放送機関及び富山地方気象台に連絡するものとする。 また、富山防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民への情報提供に努めるものとする。</p> <p>1 職員の非常配備（（<u>県知事政策局</u>））</p> <p>(1) 非常配備基準 火災警報が発令された場合は、<u>防災・危機管理課</u>は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める第一非常配備をとるものとする。</p> <p>2 関係課連絡会議の開催（<u>県知事政策局</u>）</p> <p>3 災害対策本部の設置（<u>県知事政策局</u>）</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（火災編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>である。</p> <p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>衛星通信移動車</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>3 被害状況の報告（県知事政策<u>室</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市町村</p> <p>市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部（<u>消防・危機管理課</u>）に報告する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（<u>消防・危機管理課</u>）に報告する。</p> <p>（3）～（4）（略）</p> <p>第2～第3（略）</p> <p>第4節 消火活動（略）</p> <p>第5節 林野火災応急対策</p> <p>第1 林野火災の消火活動体制</p> <p>1（略）</p> <p>2 空中消火活動体制（県知事政策<u>室</u>、市町村）</p> <p>第2（略）</p> <p>第6節～第19節（略）</p> <p>第3章 火災復旧対策（略）</p>	<p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>可搬型衛星地球局</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>3 被害状況の報告（県知事政策<u>局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>（2）市町村</p> <p>市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部（<u>防災・危機管理課</u>）に報告する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（<u>防災・危機管理課</u>）に報告する。</p> <p>2 空中消火活動体制（県知事政策<u>局</u>、市町村）</p>	<p>機材の更新に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>